

令和7年度
全道一括銃猟入林手続き
安全遵守事項等

北海道森林管理局

目 次

◆管轄区域等一覧表・・・・・・・・・・P 1～P 2

◆安全のための遵守事項・・・・・・・・P 3～P 5

◆署別留意事項

石狩森林管理署・・・・・・・・・・P 7

空知森林管理署・・・・・・・・・・P 7～P 8

空知森林管理署北空知支署・・・・・・P 8

胆振東部森林管理署・・・・・・・・・・P 8～P 9

日高北部森林管理署・・・・・・・・・・P 9～P 10

日高南部森林管理署・・・・・・・・・・P 10

留萌北部森林管理署・・・・・・・・・・P 11

留萌南部森林管理署・・・・・・・・・・P 11

(上川北部森林管理署・・・・・・・・・・なし)

宗谷森林管理署・・・・・・・・・・P 11

上川中部森林管理署・・・・・・・・・・P 12

上川南部森林管理署・・・・・・・・・・P 12

網走西部森林管理署・・・・・・・・・・P 12

(網走西部森林管理署西紋別支署・・・・なし)

(網走中部森林管理署・・・・・・・・・・なし)

網走南部森林管理署・・・・・・・・・・P 13

根釧西部森林管理署・・・・・・・・・・P 13

根釧東部森林管理署・・・・・・・・・・P 13

十勝東部森林管理署・・・・・・・・・・P 14

(十勝西部森林管理署・・・・・・・・・・なし)

十勝西部森林管理署東大雪支署・・・・P 15

後志森林管理署・・・・・・・・・・P 15

檜山森林管理署・・・・・・・・・・P 15

(渡島森林管理署・・・・・・・・・・なし)

◆狩猟者の皆様へのお願い・・・・・・・・P 17～P 18

(平成30年11月20日死亡事故の概要)

◆スマホ等を使ったGPSナビゲーション・P19

(銃猟立入禁止区域図)

管轄区域等一覧表

管轄市町村	署・支署	住 所	電話及びFAX
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	石狩森林管理署	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番	IP:050-3160-5710 NTT:011-622-5111 fax:011-622-5113
夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、芦別市、赤平市、月形町 〔奈井江町、上砂川町、砂川市、歌志内市、滝川市、新十津川町、浦臼町〕	空知森林管理署	〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地	IP:050-3160-5715 NTT:0126-22-1940 fax:0126-22-3386
深川市、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町 〔妹背牛町、秩父別町〕	空知森林管理署 北空知支署	〒074-0414 雨竜郡幌加内町字清月	IP:050-3160-5720 NTT:0165-35-2221 fax:0165-35-2223
苫小牧市、白老町、むかわ町 〔厚真町、安平町〕	胆振東部森林管理署	〒059-0903 白老郡白老町日の出町3丁目4番1号	IP:050-3160-5700 NTT:0144-82-2161 fax:0144-82-2163
日高町、平取町	日高北部森林管理署	〒055-2303 沙流郡日高町栄町東2丁目258-3	IP:050-3160-5705 NTT:01457-6-3151 fax:01457-6-3152
新冠町、新ひだか町、浦河町、えりも町 〔様似町〕	日高南部森林管理署	〒056-0004 日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号	IP:050-3160-1720 NTT:0146-42-1615 fax:0146-42-1616
羽幌町、遠別町、天塩町、初山別村	留萌北部森林管理署	〒098-3392 天塩郡天塩町新栄通6丁目	IP:050-3160-5725 NTT:01632-2-1151 fax:01632-2-1153
留萌市、増毛町、小平町、苫前町	留萌南部森林管理署	〒077-0037 留萌市沖見町2丁目71番地1	IP:050-3160-5730 NTT:0164-42-2515 fax:0164-42-2517
名寄市、下川町、中川町、士別市、和寒町 〔剣淵町、美深町、音威子府村〕	上川北部森林管理署	〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4	IP:050-3160-5735 NTT:01655-4-2551 fax:01655-4-2553
稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、豊富町、幌延町	宗谷森林管理署	〒097-0021 稚内市港4丁目6番6号	IP:050-3160-5740 NTT:0162-23-3617 fax:0162-23-3615
旭川市、愛別町、東川町、美瑛町、上川町、鷹栖町、比布町 〔当麻町、東神楽町〕	上川中部森林管理署	〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3番11号	IP:050-3160-5745 NTT:0166-61-0206 0166-61-0207 fax:0166-61-0690
富良野市、上富良野町、南富良野町、占冠村 〔中富良野町〕	上川南部森林管理署	〒079-2401 空知郡南富良野町字幾寅	IP:050-3160-5750 NTT:0167-52-2772 fax:0167-52-2319

管轄市町村	署・支署	住 所	電話及びFAX
遠軽町、湧別町	網走西部森林管理署	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通 北4丁目1-1	IP:050-3160-5760 NTT:0158-42-2165 fax:0158-42-2168
滝上町、紋別市 〔興部町、西興部村、雄武町〕	網走西部森林管理署 西紋別支署	〒099-5603 紋別郡滝上町字滝 ノ上原野3線北1番	IP:050-3160-5765 NTT:0158-29-2231 fax:0158-29-2242
佐呂間町、北見市、置戸町 〔訓子府町〕	網走中部森林管理署	〒099-1100 常呂郡置戸町字置 戸398-99	IP:050-3160-5770 NTT:0157-52-3011 fax:0157-52-3014
津別町、美幌町、小清水町、清 里町、網走市、斜里町、大空町	網走南部森林管理署	〒099-3632 斜里郡小清水町南 町1丁目24-21	IP:050-3160-5775 NTT:0152-62-2211 fax:0152-62-2213
釧路町、厚岸町、浜中町、標茶 町、釧路市、鶴居村、白糠町、 弟子屈町	根釧西部森林管理署	〒085-0825 釧路市千歳町6-11	IP:050-3160-5785 NTT:0154-41-7126 fax:0154-41-7127
根室市、標津町、中標津町、別 海町、羅臼町	根釧東部森林管理署	〒086-1652 標津郡標津町南2条 西2丁目1番16号	IP:050-3160-6675 NTT:0153-82-2202 fax:0153-82-2284
本別町、足寄町、陸別町 〔池田町、浦幌町〕	十勝東部森林管理署	〒089-3703 足寄郡足寄町北3条 2丁目3-1	IP:050-3160-5790 NTT:0156-25-3161 fax:0156-25-3164
帯広市、音更町、清水町、芽室 町、中札内村、更別村、大樹 町、広尾町 〔幕別町、豊頃町〕	十勝西部森林管理署	〒080-0809 帯広市東9条南14丁 目2番地2	IP:050-3160-5795 NTT:0155-24-6118 fax:0155-24-6119
士幌町、上士幌町、鹿追町、新 得町	十勝西部森林管理署 東大雪支署	〒080-1408 河東郡上士幌町字 上士幌東3線231	IP:050-3160-5800 NTT:01564-2-2141 fax:01564-2-2144
倶知安町、京極町、喜茂別町、 洞爺湖町、留寿都村、神恵内 村、共和町、岩内町、島牧村、 泊村、黒松内町、寿都町、壮瞥 町、室蘭市、登別市、伊達市、 豊浦町 〔真狩村、ニセコ町、蘭越町〕	後志森林管理署	〒044-0002 虻田郡倶知安町北2 条東2丁目	IP:050-3160-5805 NTT:0136-22-0145 fax:0136-22-0106
厚沢部町、江差町、奥尻町、乙 部町、北斗市、上ノ国町、木古 内町、知内町、福島町、函館市 〔松前町〕	檜山森林管理署	〒043-1112 檜山郡厚沢部町緑 町162-28	IP:050-3160-5810 NTT:0139-64-3201 fax:0139-67-2749
今金町、長万部町、鹿部町、せ たな町、七飯町、森町、八雲町	渡島森林管理署	〒049-3115 二世郡八雲町出雲 町13-4	IP:050-3160-5815 NTT:0137-63-2141 fax:0137-62-2961

注1) 電話番号等の「IP」はIP電話

注2) [] 内の市町村は、国有林のない市町村

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等（狩猟）を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲等（狩猟）を目的として、国有林へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

記

1. 狩猟に関する基本的事項

- （１）エゾシカの狩猟期間については、市町村で期間が異なりますので、必ず確認してから狩猟を行ってください。
- （２）法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟に心がけてください。
- （３）捕獲した鳥獣の残滓やゴミ等は、国有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。

2. 立入禁止措置について

- （１）銃猟立入禁止区域（作業予定区域等及び不特定多数の入林が見込まれる箇所とその周辺区域等）については、入手した銃猟立入禁止区域図等により、その位置を確認してください。
これらの区域には、職員等のほか、一般の方も入林しているため、立入り及び発砲を絶対に行わないでください。
- （２）国有林の境界付近では国有林の職員及び事業者等（以下「職員等」）が作業を行っている場合がありますので、国有林外から境界付近に向けての発砲を絶対に行わないでください。
- （３）銃猟立入禁止区域には、現地に「発砲禁止」ののぼり、「銃猟立入禁止区域図」等を設置しています。また、事業実行による銃猟立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入

禁止」等の標識などで表示しています。

- (4) 銃猟立入禁止区域図は、北海道森林管理局ホームページに道有林と併せて掲載（事業の変更等により随時更新）しており、現地表示等も併せて変更することとしていますが、積雪等により変更が困難となる場合もあるので、ホームページで確認するか直接森林管理署（支署）に問い合わせのうえ、常に最新の情報を入手してください。

なお、携帯圏外での利用が可能なダウンロード版も公開しますので、専用アプリから入手願います。

- (5) 銃猟立入禁止区域として設定していない国有林であっても、臨時的に作業等を実施するため狩猟入林を規制することがあります。

この場合には、林道入口や現地周辺に「作業中につき立入禁止（日時、用務等を記載）」などの案内標識を設置していますので、十分確認していただき、このような場所では立入り及び発砲を絶対に行わないでください。

3. 入林にあたっての留意事項

- (1) 鳥獣の捕獲等を実施する場合には、接受印が押印された入林届の写しを車両の見やすい場所に掲示してください。複数の車両で入林する場合には、接受印を押印した入林届の写しを必要分コピーして、それぞれの車両の見やすい場所に掲示してください。

全道一括銃猟入林手続きによる場合は、交付された「銃猟入林証」を入林時に携行するとともに、「車両入林証」は車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。

- (2) 銃器による鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起標示」を、車両ごとに車体のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。

- (3) レクリエーションなどで一般の方が入林している場合がありますので十分注意してください。

- (4) 入林にあたっては、落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林管理署（支署）に確認し、これら災害に十分注意してください。

また、火気に注意し、山火事予防にご協力ください。

なお、万が一、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により被災された場合でも、森林管理署（支署）では責任を負いませんので十分注意してください。

4. 林道等の走行に関する基本的事項

- （１）林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に努めてください。

林道によっては、自然災害等により破損や路肩決壊などのため通行止の措置を行っていますので、通行止の看板等があった場合には、それ以上は入らないようにしてください。

- （２）林道の路面状況等やこれに伴う通行規制の内容については、路線ごとに異なります。必ず管轄する森林管理署（支署）に問い合わせのうえ、その指示に従ってください。
- （３）一般狩猟では、植生や森林保護のため、国有林野内でのスノーモビルや雪上車の使用は認めていません。

5. ルール違反等への対応

- （１）国有林内では職員等が林野巡視を実施しており、状況に応じて立入禁止区域以外への退出等必要な措置をとります。
- （２）国有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーの悪い場合には、接受印を押印した入林届の写し又は銃猟入林証等を返していただくとともに、以後の国有林への入林を認めないなどの措置をとります。このため、法令等の遵守、マナーの向上を徹底してください。

令和 7 年度 署別留意事項
鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として国有林野へ入林される場合は、「安全のための遵守事項」のほか、下記についても熟読してください。

なお、林道ゲート番号の記載のあるものについては、不法投棄等や事故の未然防止のため、他者への伝達は絶対にしないで下さい。**林道ゲートに関する記載がない場合は、管轄する森林管理署・支署にお問い合わせください。**

ゲート通過の際は、ゲートを解錠して通過した場合、ゲートの施錠を必ず行ってください。

記

【石狩森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・江別市、北広島市、千歳市、石狩市（厚田区、浜益区を除く）、新篠津村の国有林は全期間全面禁止（都市部・防風林・飛び地・平坦地）とします。
- ・当署管内は都市近郊で入林者も多いため、安全確保の観点より落葉後見通しの効く時期になってから一部の林道について車両入林を可能とします。それ以外の林道については車両入林を不可とします。

なお、車両入林を可能とする路線の公表は、10 月下旬に北海道森林管理局 HP で行う予定です。

※ アンダーラインの内容について確実に遵守願います。

◆林道ゲートの管理方法

- ・銃猟入林証の交付を受けられた方は、森林管理局 HP で公表後、電話で石狩森林管理署までお問い合わせ下さい。

【空知森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・当署管内では、各種の公共工事（道路、ダムなど）が施工されているほか、夕張岳や嵯峨山など民間団体による森林パトロールが実施されている地域、都市近郊林や林帯幅の狭い防風保安林などが数多く存在しており、これらの地域については、銃猟立入禁止区域に設定している箇所があります。
- ・例年、林道等ゲートが未施錠のまま放置され、一般入林者が誤って入林したり、誤って入林した者が閉じ込められる事案が多く発生しています。ゲート通過の際は必ず施錠確認を行ってください。
- ・当署発注の森林整備事業等で使用する林道（銃猟立入禁止区域）以外は、除（次ページに続く）

雪を行う予定はありません。積雪で路肩を見失い、林道から転落する危険等もありますので、慎重な運転を心がけてください。

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の可猟区域における林道等ゲートは、全てダイヤル錠を使用しています。

管内全域の可猟区域）解錠番号は●●●●です。

※1 上記番号で解錠できない箇所及び特殊鍵等で施錠している箇所は、銃猟立入禁止です。

※2 解錠番号は、林道の被災状況等により、事前の予告なく変更する場合があります。

◆その他

- ・車両のダッシュボード等の見やすい場所に車両入林証、若しくは当署発行の入林届（写）を掲示していない車両が駐車していた場合は警告文を貼り付けます。警告文が貼り付けてあった場合は、必ず空知森林管理署まで連絡してください。

- ・当署以外の官公署等の規制により、当署管理以外の鍵で施錠している箇所については、当署で立ち入りの許可はできません。

- ・立木や丸太等の産物、標識等の工作物及び建物等の施設を的にした発砲事案が数多く報告されています。これらの行為は違法行為であり厳正に対処します。また、誤って損傷させた場合も、損傷の度合いにかかわらず、必ず当署に連絡してください。

【空知森林管理署北空知支署】

◆林道ゲートの管理方法

- ・当支署管内の林道ゲート等は鍵タイプと番号タイプのものがあり、通行可能な路線には「プッシュ型」の番号タイプを設置しており、解錠番号は次のとおりとなっています。

幌加内、朱鞠内、鷹泊地区



深川、恵比島、恵岱別地区



※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

【胆振東部森林管理署】

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道ゲートは全てダイヤル錠としています。

全地区～



※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

◆その他

- ・入林に関して不明な点がある場合は、胆振東部森林管理署もしくは入林地区を管理する各森林事務所に事前に確認してください。

胆振東部森林管理署 0144-82-2161 (IPO50-3160-5700)

(次ページに続く)

森林事務所

白老・樽前・竹浦：0144-83-4588

苫 小 牧：0144-34-6810

糸 井：0144-34-2352

穂別・稲里：0145-45-2308

【日高北部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

○次の区域は、全期間（土、日、祝日及び年末年始も含みます。）銃猟立入禁止区域とします。

- ・日高町門別地区、富川地区、清畠地区及び厚賀地区に位置する海岸防風林（林地の幅が狭く、人家や学校から近い箇所、国道や牧場と接している箇所が多いため。）
- ・日高町日高地区の日高自然の森自然観察教育林及び平取町の、にぶたに湖右岸の国有林（1001 林班～1004 林班）（地域住民等の入り込みがあるため）

○日勝峠方面において、平成 28 年に発生した台風災害により通行不能な林道については、林道ゲートに「通行禁止」の看板を掲示します。突然、路体が無くなっている箇所もあり大変危険ですので、車両による入林はご遠慮ください。

○平取町の糠平林道は、国と平取町との併用林道となっており、林道ゲートは平取町で管理しています。林道ゲートより先に入林する場合は、平取町にお問い合わせ願います。なお、平取町から貸し出しできる鍵は限られているため、地元猟友会と行動を共にするなどの対応をお願いします。

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道等ゲートは、糠平林道を除いて全域ダイヤル錠です。ダイヤル錠番号については、「各地区の留意事項」と併せて以下に掲載していますのでご参照下さい。 ※下記の番号で解錠できない箇所は、通行禁止としています。

（次ページに続く）

各地区ごとのダイヤル錠番号と留意事項

◆◆◆ 林道ゲートは開けたら閉める!! ◆◆◆

日高町（日高地区）・・・

平取町・・・・・・

和牛の生産地です。牧場付近では、周囲の状況に細心の注意を払い、家畜を驚かさないようご注意ください。

※糠平林道の林道ゲートは、平取町で管理していますので、この番号では解錠できません。

日高町（門別地区）・・・

軽種馬の生産地です。牧場付近では、周囲の状況に細心の注意を払い、家畜を驚かさないようご注意ください。

※豪雨災害などにより、可猟区と表示されていても通行止めとなっている林道が多数あります。

◆その他

- ・銃猟立入禁止区域については、土、日、祝日及び年末年始を含め、銃猟のための立入を禁止しますので、ご注意願います。
- ・事業の追加・延長や事業の早期終了等により、銃猟立入禁止区域が変更になることがあります。「銃猟立入禁止区域」の看板に表示している区域では、絶対に発砲をしないでください。

【日高南部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・えりも町国有林については全面禁猟とします。
- ・当署管内は急峻な地形が多いため、車両による林道走行の際は、速度・落石・転落等に十分ご注意ください。
- ・当署管内の林道は幅員が狭いため、車両を駐車する際は、他の車両の通行を妨げないよう、待避所・車回し等のスペースを利用してください。

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道ゲート錠は、全てダイヤル錠です。
- ・銃猟入林区域のダイヤル錠番号 
※但し、赤色のダイヤル錠に限る
- ・ダイヤル錠が赤色以外の路線や除雪を行っていない路線には、絶対に車両を乗り入れないでください。

【留萌北部森林管理署】

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内へ入林する場合は、平日（８：３０～１２：００，１３：００～１７：００）に入林の予定を連絡して下さい。
連絡を頂いた際に、林道の施錠番号をお知らせします。

【留萌南部森林管理】

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道ゲートは全てダイヤル錠としています。
- ・各地区のダイヤル錠のゲート番号は、以下のとおりです。

【増毛地区】	・・・	
【幌糠地区】	・・・	
【達布地区】	・・・	
【古丹別地区】	・・	

※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

【宗谷森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・市街地近郊（稚内市裏山など）やベニヤ原生花園（浜頓別町）、ピンネシリ岳（中頓別町）などのレクリエーション利用及び他者への貸付箇所等一般の入林者が多い箇所や林帯幅の狭い海岸防風林などについては、銃猟立入禁止区域としています。

◆林道ゲートの管理方法

- ・当署管内の林道ゲートは合鍵タイプとダイヤルタイプのものがあります。
- ・合鍵タイプのゲートは一般車両通行禁止としています。
- ・ダイヤルタイプのゲートについては、各地区ごとに以下のとおりです。

【 稚 内 市 】	・・・	
【稚内市東浦方面】	・・・	
【 猿 払 村 】	・・・	
【 浜 頓 別 町 】	・・・	
【 中 頓 別 町 】	・・・	
【 枝 幸 町 】	・・・	
【 枝 幸 町 歌 登 】	・・・	
【 豊 富 町 】	・・・	
【 幌 延 町 】	・・・	

※上記の番号で解錠しない場合は、車両通行禁止の林道となります。

【上川中部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・当署管内は都市近郊であり登山等の入林者も多いため、安全確保の観点より入り込みの多い箇所については狩猟入林を禁止しています。

◆林道ゲートの管理方法

- ・各林道の入口にゲートを設置し、原則ナンバー錠により施錠しています。各地区（林班）の番号は下記の通りです。

【旭川地区】	106～361 林班	・・・・・・・・・・		
【愛別地区】	1～ 66 林班	・・・・・・・・・・		
【美瑛地区】	1001～1075 林班	・・・・・・・・・・		
【上川地区】	上川・中越・清川	2001～2192 林班	・・・・	
	層雲峡・大函	2201～2340 林班	・・・・	

- ・上記番号で開錠できないゲート、あるいはカギを使用する錠がついているゲートは、入林禁止林道です。

なお、残滓投棄等の不適切案件があった場合、予告なく番号を変更して通行禁止とする場合があります。

◆その他

- ・各市町村、農業協同組合等で設置している鹿防護柵を通行する場合、破損しないよう十分注意いただき、通過後は必ず通行前の状態に戻すようお願いします。

【上川南部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

占冠村管内の国有林野につきましては、平成26年度より、【占冠村猟区】として設定され猟区管理者（占冠村長）が管理を行っています。

猟区内への入林は猟区管理者（占冠村長）への申請・承認が必要となることから、全道一括入林手続きを含め一般狩猟者の方々は入林することはできません。

このことから、占冠村管内は全道一括入林手続きの対象外となり、当該国有林野を管轄する上川南部森林管理署において狩猟に係わる入林承認は行っておりません。

【網走西部森林管理】

◆地域特有の留意事項

- ・遠軽町が管理する規制ゲートや北海道が管理する規制ゲートがあります。管理上の点から鍵の貸し出しは行っておりませんので、車両による通行はできませんので、予めご了承ください。

【網走南部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・農地に隣接している国有林については、国有林境界付近に野生動物侵入防止柵、国有林入口に開閉ゲートが設置されていますので、破損させないように注意願います。

【根釧西部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・希少種の保護のため銃猟立入禁止区域としている箇所があります。
- ・地域住民の要望により銃猟立入禁止区域としている箇所があります。
- ・過去の豪雨や台風のため、林道等が被災している箇所があり、現在も復旧していない路線があることから、現地表示に従ってください。

◆林道ゲートの管理方法

- ・施錠している箇所から先は全て銃猟立入禁止区域としています。

ただし、銃猟可能区域まで移動するため銃猟立入禁止区域を通行する必要がある箇所は施錠しておりませんので、林道ゲートを通行する際は案内板等を必ず確認してください。

- ・業務の都合により職員が臨時で可猟区に立ち入る際には林道入口にパイロンコーンとバー及び発泡禁止のぼり旗による表示を行いますので、その先には立ち入らないで下さい。

林道入口の現地表示看板等には、「(例)〇〇林道 1-13」等の記載があります。

電話などでの問合せ時には、記載の林道名と番号を伝えてください。

◆その他

- ・釧路町、厚岸町、白糠町では、国有林内で有害鳥獣捕獲の実施を予定しています。

なお、詳細については、北海道森林管理局 HP でお知らせします。

【根釧東部森林管理署】

◆地域特有の留意事項

- ・標津町、中標津町、別海町にある格子状防風林は、林帯幅が180mと狭いため、安全管理上、銃猟のための立入を禁止しています。
- ・飛び地・平坦地などは、安全管理上、銃猟のための立ち入りを禁止しています。

【十勝東部森林管理署】

◆十勝東部森林管理署の管轄範囲について

- ・当署は、足寄町・陸別町・本別町の国有林を管轄しています。
- ・エゾシカの一般狩猟期間は、全町とも「令和7年10月18日から令和8年2月28日まで」となっています。
- ・当署管内の林道は全体で249路線ありますが、近年の台風・大雨災害により、全線通行可能路線が128路線、一部通行可能路線71路線、全線通行不可能及び未確認が50路線となっています。（8月1日現在）その外、町道等の通行止め箇所もあります。
- ・現地には、ゲート、看板等で「通行止」の標示をしていますので通行は御遠慮願います。

なお、現在も工事等で補修を行っている路線もあります。通行止めの解除があれば、都度、図面を修正しますので北海道森林管理局のホームページをご確認ください。

◆銃猟立入禁止区域の現地表示について

- ・事業実施等により、土・日・祝日・年末年始（以下、休日と表記）を含め、期間中、銃猟立入禁止区域には、林道入口等に「発砲禁止」ののぼりや「銃猟立入禁止区域図」、「一般入林者の皆様へ」等の注意看板を掲示しています。

ただし、一般入林者が多い足寄町のオンネトー周辺や、足寄町の芽登温泉周辺の流域、糠南地区の道道88号線（本別留辺蘂線）周辺の保護林については、景観等への配慮から、発砲禁止等の現地表示を控えていますので、必ず「銃猟立入禁止区域図」をご確認ください。

◆林道等の通行における注意

- ・現在、当署では工事車両や木材を搬送するトラックなど多くの大型車・関係車両が往来しています。車両の走行については、見通しの悪いカーブ、坂道では出会い頭の衝突の危険もありますので、スピードダウン及びデイライトの励行をお願いします。特に10月～12月にかけては、降雪前の事業実施の追い込み時期ですのでご注意願います。

また、車両の駐車場所については、車両通行の妨げにならないようご注意願います。

- ・林道等、民有地入口には鹿柵のゲートがありますので、農地への鹿の侵入防止の観点から、こまめに開け閉めしてください。
- ・気象状況により、林道等に風倒木や路面の決壊等が発生し、車両の通行が出来なくなる可能性もありますので、現地の状況を十分確認して走行願います。

◆エゾシカ有害鳥獣捕獲について

- ・当署では、国有林内で足寄町、本別町、陸別町と連携した捕獲事業が計画されています。
- ・実施時期は11月頃を予定していますが、詳細がわかり次第、別途お知らせします。

【十勝西部森林管理東大雪支署】

◆地域特有の留意事項

管内の狩猟期間について

上士幌町 10月18日～2月28日

士幌町 10月18日～2月28日

鹿追町 10月18日～2月28日

新得町 10月18日～1月31日

※新得町のみ他の町と期間が異なります。

また、狩猟期間の違う新得町と清水町を経由する林道があり同一林道上で狩猟期間が違う場合があるので事前に十分確認の上入林してください。

※清水町狩猟期間10月18日～2月28日

【後志森林管理署】

◆地域特有の留意事項

・当署の管轄区域は、後志管内のうち、神恵内村、泊村、岩内町、共和町、寿都町、黒松内町、島牧村、倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村と胆振管内の登別市、室蘭市、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町です。

・エゾシカの狩猟期間については、上記市町村のうち共和町、岩内町、泊村、神恵内村は令和7年10月1日から令和8年1月31日としており、それ以外の市町村は令和7年10月1日から令和8年3月31日としています。

◆林道ゲートの管理方法

・当署管内の林道ゲートは鍵タイプとダイヤルタイプを使用しています。通行可能な路線にはダイヤルタイプを使用しており、番号は次のとおりです。



(他者への伝達は絶対にしないで下さい)

※上記番号で解錠できない箇所は通行禁止としています。

◆その他

・当署発注事業等で使用する林道（銃猟立入禁止区域）以外は、除雪を行う予定はありませんので、十分注意のうえ走行してください。

【檜山森林管理署】

◆林道ゲートの管理方法

・当署管内の林道ゲートはすべて施錠しているため、狩猟者の方にはゲートの鍵を貸与することとしています。

・貸与については当署へ来署して貸与手続きを行ってください。

◆その他

・鍵を貸し出す時点で「ハンター入林中」の看板（鍵ナンバーを記したもの）を配付しますので、入林する際はゲートに設置し（ゲートがなければ車に掲示）、狩猟中であることを明示して下さい。

狩猟者の皆様へのお願い

～ 悲慘な事故を二度と繰り返さないために ～

北海道森林管理局

平成30年11月20日、恵庭市の国有林において、北海道森林管理局 石狩森林管理署の職員が、職務遂行中に、猟銃の誤射により死亡する事故が発生しました。

このような悲慘な事故を二度と繰り返さないために、令和7年度狩猟期間においても、裏面の「**国有林に入林する際の遵守事項**」及び「**銃猟安全の必須事項**」を徹底するよう強くお願いします。

猟銃誤射による国有林職員死亡事故の概要

1 事故発生日時

平成30年11月20日（火） 13時50分頃

2 事故現場

恵庭市盤尻 ラルマナイの滝付近の国有林

3 死亡した国有林職員について

北海道森林管理局 石狩森林管理署 恵庭森林事務所勤務

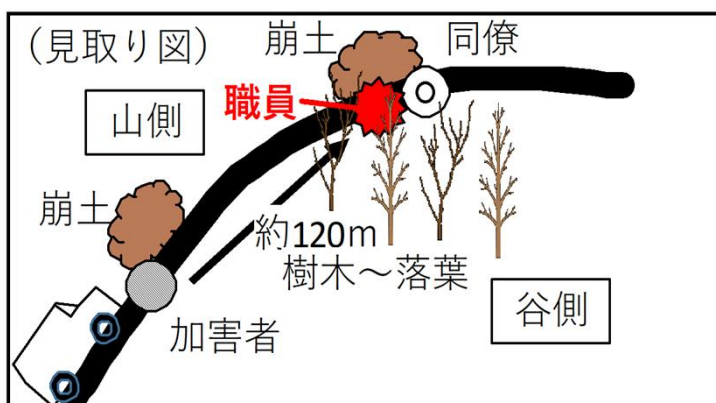
年齢：38歳（当時）

4 加害者

北海道猟友会札幌支部所属会員（当時49歳 会員歴4年）

5 事故の概況

- ・加害者は単独でシカ猟を行っていた。
- ・職員は、同僚と二人で林道上の倒木処理のため、加害者の反対方向の上手側の林道から作業を行いながら進んでいた。
- ・職員は、林道の手側に加害者の車を発見し、加害者の上手側は崖崩れのため車両では通行ができないことを伝えようと歩いて近づいて行ったところ、加害者が発砲したスラグ弾が命中し倒れた。
- ・ただちに車両とドクターヘリで病院に搬送したが、15時32分頃死亡が確認された。
- ・**職員は、オレンジ色のヘルメットと赤いジャンパーの目立つ服装をしていた。**
- ・加害者は、猟友会配布のベストは着用していなかった。



絶対に守っていただきたいこと

1 国有林に入林する際の遵守事項

- ・ 森林管理署が指定する「銃猟立入禁止区域」には、林道等入口付近に「発砲禁止」と書かれた“のぼり”を設置していますので、絶対に入らないで下さい。
- ・ 必ず、入林届を行って下さい。
- ・ 地元の森林管理署の指導事項に必ず従って下さい。

2 銃猟安全の必須事項

- ・ 矢先の確認、獲物の確認
- ・ 脱包の確認
- ・ 林道や登山道上での発砲禁止
- ・ 残滓投棄の禁止のぼり
- ・ 複数人での出猟
- ・ 目立つ色の服装の着用



<銃猟入林にかかる留意事項等>

- 1 「可猟区域」の林道等入口付近には、一般入林者の入林を自粛するよう看板を設置していますが、入林している可能性がありますので、周囲に気を配り、矢先の確認を徹底してください。
- 2 残滓の投棄、銃猟立入禁止区域内での一般の銃猟行為など、法令やルール違反を発見した場合は、銃猟入林証（入林届）を没収するとともに、次年度の入林届を受理しないこととします。
- 3 銃猟立入禁止区域には、現地に「発砲禁止」の“のぼり”のほか、銃猟立入禁止区域図などを設置しております。当該区域内への立入り及び発砲を絶対に行わないでください。
- 4 銃器による鳥獣の捕獲等を実施する場合は、入林の手続きの際に渡された「捕獲等実施中の表示」を車両ごとに、車体のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。



スマホ等を使ったGPSナビゲーション

「銃猟立入禁止区域図」をスマホでしっかり確認

北海道森林管理局・北海道

＜狩猟の計画や、猟場の確認に！＞ メリット

- ・ 猟場までのナビゲーションに利用できます。
- ・ 国有林・道有林の位置を見ることができます。
- ・ 法的規制（鳥獣保護区等）、銃猟立入禁止区域、林道通行規制などを見ることができます。
- ・ 現在地が表示され、方位、地形、道路などの情報を見ることができます。



＜手順＞

- 1 アプリ「Arc GIS Field Maps」をインストール
- 2 アプリのログインをスキップ
- 3 マップのダウンロード（Wifi環境下がお勧め）

詳しい手順はこちら



使用するときには、携帯電話**通信圏内でアプリを起動**

※令和7年度版は9月中旬公開予定